組織改編に伴う労働政策審議会の所掌等の見直し

資料2－1

（旧）

労働政策審議会

雇用均等分科会

○雇用均等・児童家庭局総務課が庶務を処理

同一労働同一賃金部会

労働条件分科会

○以下の事項を雇用環境・均等分科会に移管
- 個別労働関係紛争解決促進法に関する事項（第2条及び第20条を除く。）（労働局における個別労働関係紛争解決制度）
- 労働契約法第20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）に関する事項
- 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に関する事項（第7条から第14条を除く。）
- （雇用型）テレワークの推進及びパワーハラスメントの防止に関する事項

同一労働同一賃金部会
（労働契約法20条の移管に伴い
雇用環境・均等分科会に移管）

（新）

労働政策審議会

雇用環境・均等分科会

○雇用環境・均等局総務課が庶務を処理（変更）

○以下の事項が労働条件分科会から移管
- 個別労働関係紛争解決促進法に関する事項（第2条及び第20条を除く。）（労働局における個別労働関係紛争解決制度）
- 労働契約法第20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）に関する事項
- 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に関する事項（第7条から第14条を除く。）
- （雇用型）テレワークの推進及びパワーハラスメントの防止に関する事項

同一労働同一賃金部会

労働条件分科会